

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 451

2024年 12 月号 DECEMBER



今月のお知らせ

- ・今年の「ふるさと納税」はお済みですか？
- ・年末調整の準備が出来ましたら、早めに各担当者と打ち合わせをお願いいたします。

- ✂ 休眠預金はありませんか？
- ✂ お知らせ ・年末調整、償却資産申告、年末年始の業務予定
- ✂ 生活費や教育費への支出は贈与ではない
- ✂ お客様紹介 ・YOPE（ヨープ）長崎店
- ✂ はしやすめ ・ノーベル平和賞
- ✂ 当事務所サーバーメンテナンスのお知らせ
- ✂ 税務まめ辞典 ・収入と所得の違い



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

休眠預金はありますか？



休眠預金とは？

休眠預金とは平成21年（2009年）1月1日以降、当座預金や普通預金、定期預金などで10年以上入出金等の取引がない預金のことです。子どもの頃に親が作った預金や以前の勤務先で作った預金など10年以上取引がない預金は毎年1,200億円程度発生しています。

休眠預金の対象となった預金等は休眠預金等活用法に基づき、各金融機関より「一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）」へ交付されます。（一部、休眠預金対象外の預金もあります）

JANPIAに交付された休眠預金等は、行政では対応することが難しい社会問題を解決するために、①子どもや若者への支援、②生活困難者への支援、③地域活性化への支援に活用されます。

残高1万円以上だと登録した住所や電子メールアドレスに通知が届く

最後の入出金等から9年が経過し、休眠預金の対象となりそうな場合に預金先の金融機関から登録されている住所や電子メールアドレスに通知が届きます。通知が届けば、その後10年間は休眠預金にはなりません。

ただし、通知されるのは預金残高が1万円以上の場合ですので、**1万円未満だと通知は送付されません**。また、残高が1万円以上でも金融機関に登録をしている住所や電子メールアドレスが現在のものと異なる場合は通知が届かず、知らない間に休眠預金になる可能性があります。

休眠預金になっても引き出しが可能

休眠預金となったものでも今のところ期限はありませんので、取引のあった金融機関に通帳やキャッシュカード、本人確認できる書類などを持参すれば引き出すことができます。

金融機関により手続き等が異なりますので事前取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

未利用口座管理手数料

各金融機関によって条件は多少異なりますが、一般的に残高が1万円未満で最後の入出金等から2年以上取引がない口座に対し、年間で1,320円の手数料が対象口座より引き落とされます。

手数料に満たない残高である場合は残高全額を手数料の一部として引き落としを行い、自動的に解約となります。

十八親和銀行では2025年1月より、長崎銀行も4月より手数料の引き落としが開始される予定です。該当する口座をお持ちの方には各金融機関からお知らせが届いているかと思えます。

年末調整・償却資産申告書の手数料は以下のとおりです

年末調整の料金

- ・年末調整手数料 1人につき 2,200円 ※市町村への給与支払報告書作成料含む
- ・法定調書作成料 11,000円

償却資産申告書作成料

対象となる保有償却資産数

- | | | | |
|-----------|---------|------------|----------|
| ・50以下 | 11,000円 | ・100超200以下 | 33,000円 |
| ・50超100以下 | 22,000円 | ・200超 | 44,000円～ |

償却資産税の申告を依頼される方は、申告書を当事務所へご持参又はご郵送下さい。

当事務所年末年始の業務予定について

次のような日程となっておりますのでよろしくお願いいたします。

年末業務は、12月27日（金）で終わります。

年始業務は、1月6日（月）より始めます。



良いお年を
お迎え下さい。



お知らせ

生活費や教育費への支出は贈与ではない



贈与税には110万円の基礎控除があります

日頃、皆さんには「年間110万円までの贈与であれば贈与税はかかりません」とお伝えしております。年間とは1月1日から12月31日までの期間をいいますので、例えば今年の12月に100万円、来年の1月に100万円を贈与しても、贈与した年が異なりますので、それぞれの年で贈与税の基礎控除110万円の範囲内となりますので贈与税はかかりません。

当然、贈与ですから渡す側は「あげます」、受ける側は「もらいます」の意思表示がないと贈与が成立しませんので贈与契約を交わし、通帳に振り込むなどして“足跡”を残しておく必要があります。

生活費や教育費は必要な都度支出すること

ここでいう生活費とは、食費・住居費・被服費・医療費などその人にとって日常生活に必要な費用をいいます。他にも結婚式の費用や出産費用なども該当します。

また、教育費とは、塾や習い事などを含む教育に関するすべての費用をいいます。

これらの費用を扶養義務者から必要な都度もらっても贈与財産とはみなされず贈与税はかかりません。ただし、生活費や教育費の名目で贈与を受けたにもかかわらず、それを貯金したり株式や不動産などの購入資金に充てている場合は贈与税がかかります。

必要な都度支出することがポイントです。例えば孫の入学金や塾代などを祖父母が直接支払い、領収書等を残しておけば大丈夫です。

扶養義務者の範囲

- ① 配偶者
- ② 直系血族（祖父母・父母・子・孫）や兄弟姉妹、
- ③ 家庭裁判所の判断によって扶養義務者となった3親等内の親族（伯父・伯母・甥・姪）

子どもに車を買ってあげた場合は贈与になるのか

結論から言うと、たとえ生活用であったとしても子どもに車を買ってあげた場合は贈与となります。例えば子どもに300万円の車を買ってあげた場合、基礎控除110万円を引いた190万円に対する贈与税が19万円かかります。もちろん税金を払ってしまえば何の問題もないのですが、せっかくのプレゼントですからなるべく税金がかからないようにしたいものです。

その場合は①贈与契約を交わし110万円の範囲内で数年に分けて贈与する、②自分名義で購入して無償で貸した後、車の価値が110万円以下になってから名義変更するなどの方法があります。

お客様紹介

YOPE(ヨープ)長崎店

ヨーロッパでSNSを中心に話題を呼んでいるポーランド発の人・動物・環境にやさしいコスメやクリーナーなどを取り揃えているYOPEの日本1号店となる「YOPE長崎店」をご紹介します。

当事務所でも愛用させていただいておりますが、かわいいアニマルのイラストがあしらわれたオシャレなハンドソープや食器洗剤など、すべての商品に天然由来成分が90%以上配合されており、ご自宅用だけでなく、ご贈答用にも喜ばれること間違いありません。チラシを同封しておりますので是非ご覧ください。

はしやすめ

ノーベル平和賞



今年10月に日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が2024年ノーベル平和賞を受賞したニュースは被爆地長崎にとって大きな喜びとなりました。ロシアとウクライナをはじめ世界各地で今でも戦争や紛争が続いていますが、人々が「核兵器のない平和な世界」の実現に向かうための「道しるべ」となることを願うばかりです。二度と核兵器が使用されないことがないよう、これまで被爆体験の証言や核兵器廃絶を訴え続けてこられた被爆者の方や関係者の方々のご尽力に改めて敬意を表したいと思います。

ノーベル平和賞はダイナマイトの開発で巨万の富を築いた「アルフレッド・ノーベル」の遺言によって創設されたノーベル賞のうちの一つです。ノーベル賞は平和賞の他に、物理学賞、化学賞、生理学・医学賞、文学賞・経済学賞があります。ただし、経済学賞だけは遺言になく、スウェーデン国立銀行の設立300周年を記念して設立されたものです。

ダイナマイトが戦争の兵器として利用され、「死の商人」と批判され心を痛めたノーベル氏は、自身が1896年に亡くなる1年ほど前に「すべての換金可能な財産を5つの部門で人類のために貢献した人々に分配する」という遺言を残しました。

1901年の第1回受賞者はエックス線を発見したレントゲン氏です。他にも相対性理論のアインシュタイン氏やペニシリンを発見したフレミング氏が有名です。日本人では非核三原則を提唱した内閣総理大臣の佐藤栄作氏が1974年にノーベル平和賞を受賞しています。

ノーベル平和賞の授賞式はノーベル氏の命日である12月10日にノルウェーの首都オスロで行われます。

当事務所サーバーメンテナンスのお知らせ

関与先の皆様にご利用いただいておりますJDL製品につきましては、当事務所のサーバーメンテナンス作業に伴い、**12/13（金）17:30～12/14（土）16:00**までご利用が出来ません。ご不便おかけし申し訳ございませんが何卒ご了承ください。

● WebPOSTBOX（会計事務所POSTBOX）

サーバーに接続できない旨のメッセージが表示され使用が出来ません。

● JDLIBEX出納帳・会計シリーズ及びJDLIBEX給与シリーズ

帳簿データを当事務所のサーバーに保管するNDストレージでやり取りしている場合は“NDストレージ接続できません”という表示が出ますが、**前回終了時のデータ**を呼び出して**オフラインにて入力作業が可能**です。ソフトを終了する際にも接続できない旨のメッセージが出ますが、次回サーバー接続時にオフラインで入力したデータが自動的にサーバーに保存されます。

税務まめ辞典

収入と所得の違い

個人の税金計算をする際に「収入」と「所得」という言葉が出てきますが、その違いをご存知でしょうか。

収入とは会社員であれば給与から社会保険料や税金を引かれる前の金額のことで、1年間に得た給与の総支給額を「年収」と言います。社会保険料や税金が天引きされた後の差引支給額（手取り）のことを収入と勘違いされる方が多くいらっしゃいますので注意が必要です。最近話題の「103万円の壁」の103万円とは年収のことを指しています。いくつか掛け持ちでアルバイトをしている場合はすべての給与総支給額を合計したものが年収となります。

一方、「事業」や「不動産業」を営む方の**収入とは「売上」や「賃料収入」のこと**で、1年間に得た売上を「年商」と言います。こちらは年収ではありませんので先ほどの103万円の壁の金額には該当しません。その他にも収入の種類には「年金」や「配当」、株式や不動産の「譲渡」といったものがあります。

所得とは「収入から必要経費を引いて残った金額」のことです。給与であれば「給与所得控除」を引いた金額を「給与所得」と言います。他にも売上（賃料）から必要経費を引いた残りの「事業所得」や「不動産所得」などがあり、いろんな種類の所得を合計したものを「合計所得」と呼びます。

年末調整をするこの時期、会社員の方が事業所に提出する扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書には「収入金額」や「所得金額」といった言葉が出てきます。ほとんどの方は収入と所得の違いを分からずに記入していると思います。事業所側は書類を受け取る際に記入している金額が「収入」なのか「所得」なのかを確認しておく必要があります。